

寒川町都市マスタープラン進捗管理等に向けた 町民満足度調査の実施等について

令和6年度 第3回寒川町都市計画審議会

令和7年3月17日

1 寒川町都市マスタープランについて

1 寒川町都市マスタープランについて

2 寒川町都市マスタープランに関する 進捗管理等の概要について

3 今後の展望について

4 満足度調査の実施について

5 今後のスケジュールについて

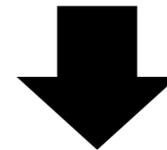
1 寒川町都市マスタープランについて

都市マスタープランの法的位置づけ

根拠法令

都市計画法第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、**当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする**



寒川町では都市計画法第18条の2に基づき、平成7年に策定、平成15年、令和3年に改定をしている

※現行都市マス：令和3年(2021年)4月改定

寒川町都市マスタープラン
令和3年(2021年)4月改定



寒川町

1 寒川町都市マスタープランについて

都市マスタープランの計画的位置づけ

※県計画

かながわグランドデザイン

※町計画

かながわ都市マスタープラン

寒川町総合計画2040

茅ヶ崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

寒川町都市マスタープラン

(都市計画法第18条の2)

【部門別計画】

- ・ みどりの基本計画
- ・ 地域公共交通計画 など

※まちづくりの実現 (拠点整備事業の実施、公共施設の整備・誘導、土地利用の指導・誘導)

2 寒川町都市マスタープランに関する進捗管理等の概要について

1 寒川町都市マスタープランについて

2 寒川町都市マスタープランに関する 進捗管理等の概要について

3 今後の展望について

4 満足度調査の実施について

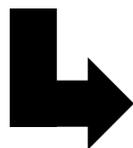
5 今後のスケジュールについて

2 寒川町都市マスタープランに関する進捗管理等の概要について

進捗管理等の概要

都市マスタープランにおける「基本的な方針」

概ね20年後を見据える上で、寒川町の都市計画行政の基本となるものであり、都市計画の見直しや決定に際しての指針として定めるもの



方針・計画を作成して終わりではなく
「まちづくりの実現」のために適正に進捗管理等をする必要がある

進捗管理等手法(案)

事業進捗等を管理

都市づくりの基本方針を基に都市の動向を把握
指標を設定し、評価を実施



町民満足度を把握

都市マスタープラン独自の
町民満足度調査を実施し、評価を実施

※今回実施を検討

3 今後の展望について

- 1 寒川町都市マスタープランについて
- 2 寒川町都市マスタープランに関する
進捗管理等の概要について

3 今後の展望について

- 4 満足度調査の実施について
- 5 今後のスケジュールについて

3 今後の展望について

今後の展望（概要）

※適時町都計審へ報告

庁内検討委員会設置後～

庁内検討委員会設置要綱制定



満足度調査、報告書の庁内調整



R7年4月末頃

満足度調査実施



R7年10月頃

報告書に関する説明会開催



R7年11月頃

パブリックコメント実施

～報告書公表～

R8年4月

「進捗管理等報告書」公表



町民との意見交換等



土地利用の再検討
都市施設の事業進捗管理
新市街地に係る検討



都市マス改定の必要性検討

～次期都市マス改定

R10年度頃～

都市マス改定検討



都市マスたたき台(案)作成



庁内調整



説明会開催・パブコメ実施の検討

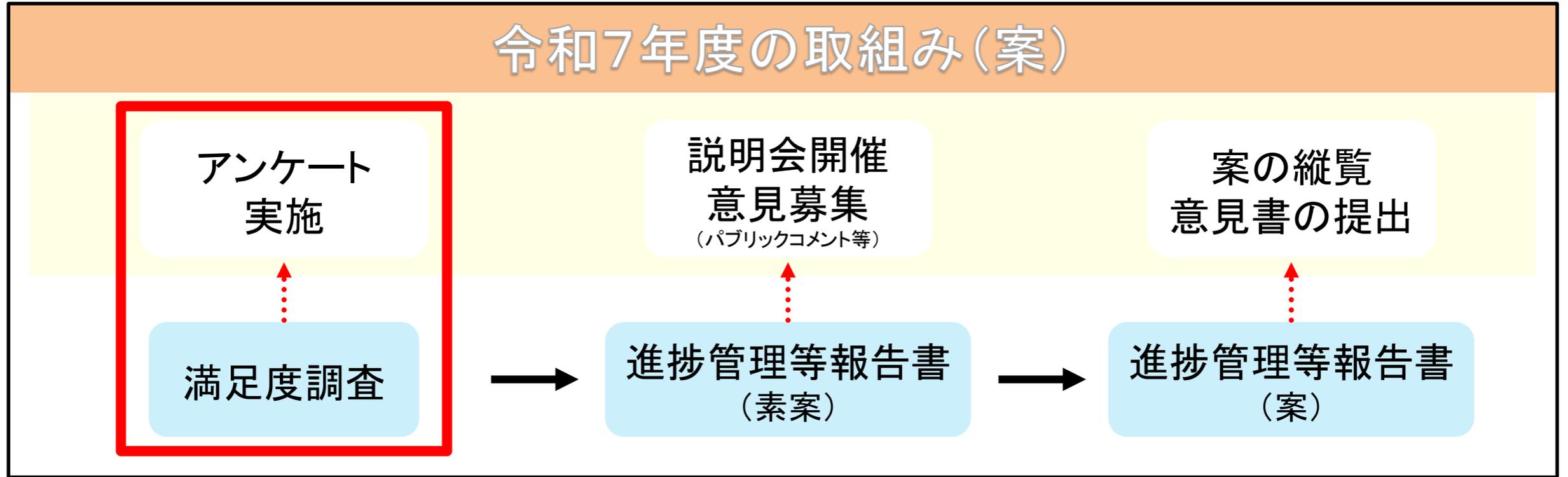


都市マス改定

3 今後の展望について

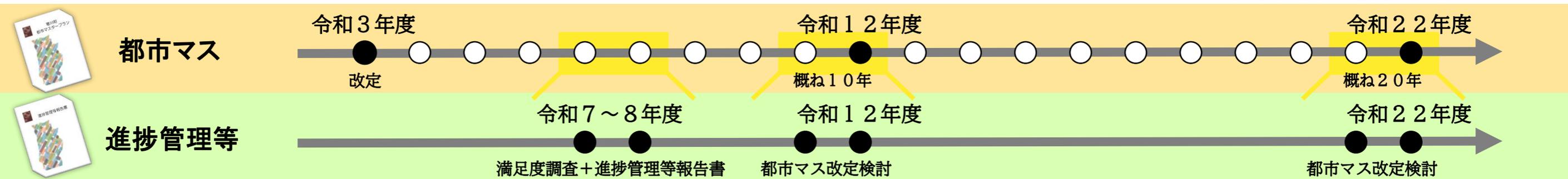
進捗管理等に向けた町民参加の機会

令和7年度の取組み(案)



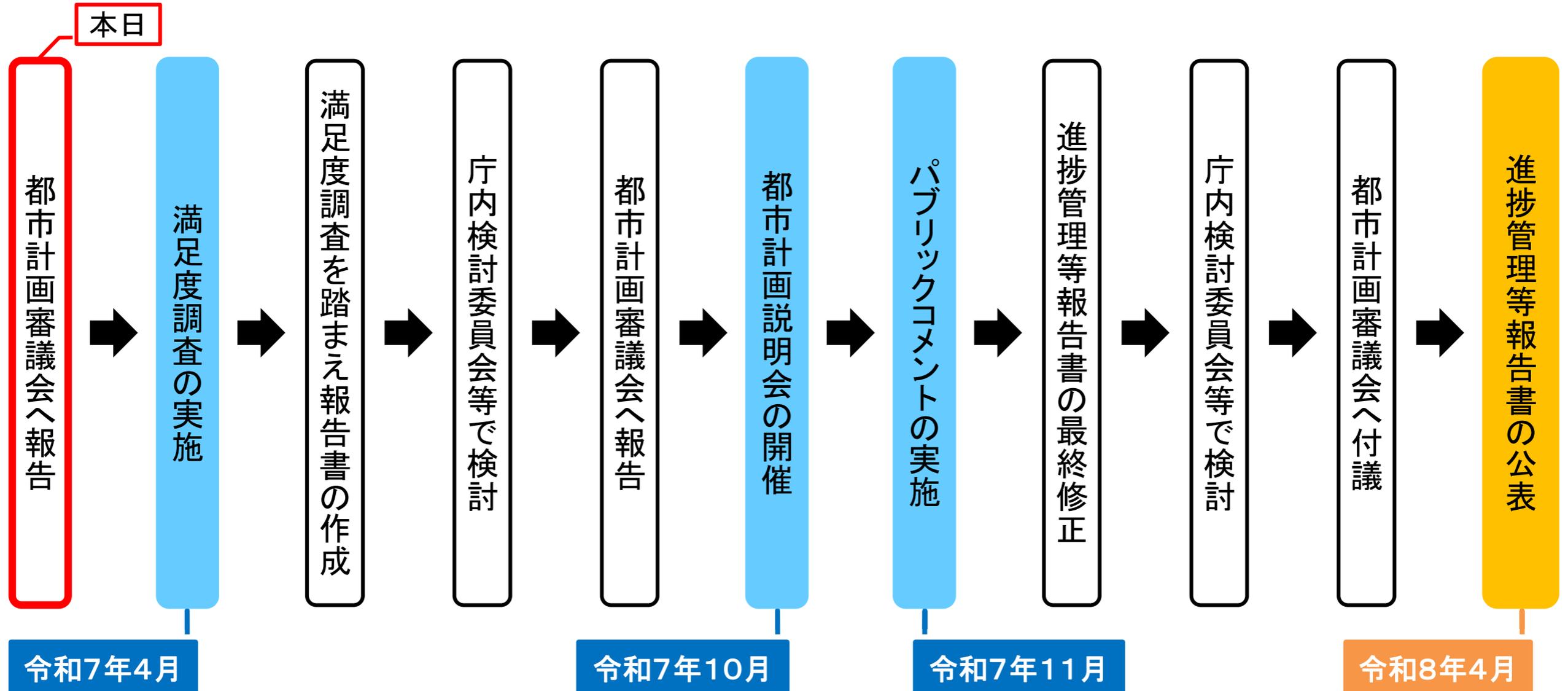
寒川町都市マスタープラン(以下「都市マス」)の検討イメージ

※改定時期等は想定で記載しています



3 今後の展望について

検討スケジュール（概要）



4 満足度調査の実施について

- 1 寒川町都市マスタープランについて
- 2 寒川町都市マスタープランに関する
進捗管理等の概要について
- 3 今後の展望について
- 4 満足度調査の実施について**
- 5 今後のスケジュールについて

4 満足度調査の実施について

調査目的

町民満足度調査を実施し、意向等を把握した中で今後の町のあり方を検討



「進捗管理等報告書」の作成



「まちづくりの実現」のため進捗管理等の実施

→ まずは現状を把握するため、満足度調査(アンケート)を実施

4 満足度調査の実施について

調査対象等（案）

※検討中のため一部変更の可能性有

【調査期間】

令和7年4月14日（月）～5月16日（金）

※消印有効

【調査対象】

満18歳以上の全町民

※在住者及び在勤者

【調査方法】

e-kanagawa電子申請によるWEB回答

※希望者には別途郵送対応

【周知方法】

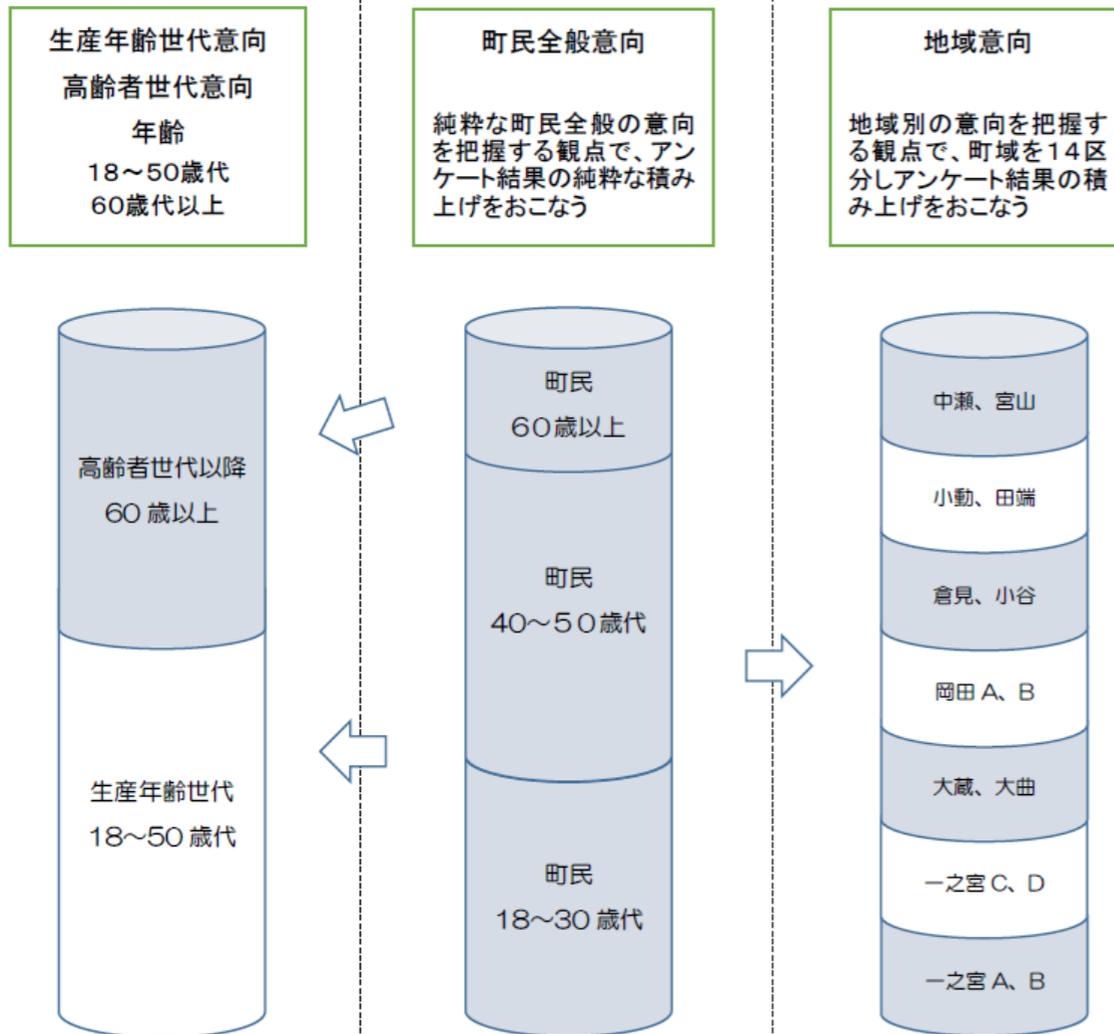
広報、町HP、町内会回覧、SNS（LINE等）

4 満足度調査の実施について

結果集計方法（案）

※検討中のため一部変更の可能性有

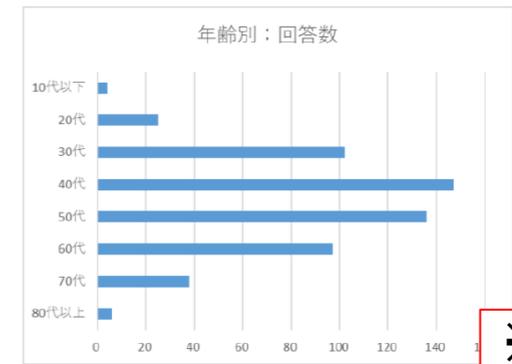
① 回答を世代別、地区別で集計（クロス集計）



② 各設問の集計

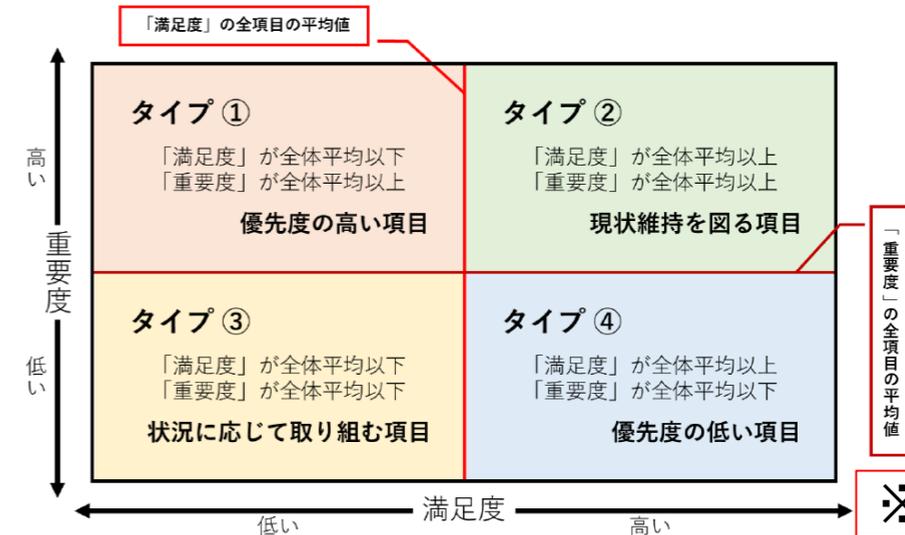
(1) 年齢

区分	回答数	割合
10代以下	4	0.7%
20代	25	4.5%
30代	102	18.4%
40代	147	26.5%
50代	136	24.5%
60代	97	17.5%
70代	38	6.8%
80代以上	6	1.1%
合計	555	100.0%
平均	50	



※イメージ

③ 各設問の分析（ポートフォリオ分析）



※イメージ

4 満足度調査の実施について

調査内容（案）

※検討中のため一部変更の可能性有

「寒川町都市マスタープラン（令和3年4月改定）」

進捗管理等に向けた町民満足度調査

- 調査票 -

この調査は、令和3年4月に改定した寒川町都市マスタープランの進捗管理等を行うにあたり、町民の皆さまからいただいたご意見を基に現在行っている取組みに関する「現状把握」及び「将来に向けた取組み」の再検討を目的として実施するものです。

寒川町を取り巻く環境は、気候変動による大規模災害の発生や高齢者人口の増加・人口減少型社会の到来などが予測されています。一方で、圏央道寒川北インターチェンジから藤沢市湘南台方面へ整備を予定している「都市計画道路3・3・3号宮山線」や「寒川町立小・中学校道正化等基本計画（改定版）」に基づく再編など、今後大規模な土地利用変化などが予測され、これらの対応などについて検討していく必要があります。

今回お寄せいただいたご意見は、集計・分析の後、寒川町都市マスタープランの「進捗管理等報告書」の一部としてホームページ等にて公開を予定しています。お手数をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◇ご回答の方法

本アンケートは無記名式です。ご回答は、本調査票に直接ご記入いただき、添付の返信用封筒に入れて郵送でご返送下さい。
回答の内容は統計的に処理し、調査目的以外に使用することはありません。

◇ご回答の期限

令和7年5月16日（金）までに、郵便ポストへご投函下さい。（※消印有効）

◇お問い合わせ先

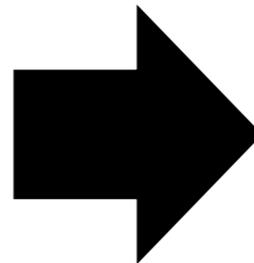
担当：寒川町役場 都市建設部 都市計画課 都市計画・開発指導担当 上条
電話 74-1111（内線324）

★都市マスタープランとは？

都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針です。おおむね20年後の寒川町の将来計画を示すとともに、都市づくりの課題とこれに対応する整備の方針等を明らかにしていくものです。



寒川町HP（「寒川町都市マスタープラン」）



設問詳細は 資料4

※郵送希望者用の調査票
（基本はe-kanagawa電子申請によるWEB回答を想定）

5 今後のスケジュールについて

- 1 寒川町都市マスタープランについて
- 2 寒川町都市マスタープランに関する
進捗管理等の概要について
- 3 今後の展望について
- 4 満足度調査の実施について
- 5 今後のスケジュールについて**

5 今後のスケジュールについて

次回都市計画審議会の開催予定

町民満足度調査の結果については
次回都市計画審議会にてご報告いたします

(次回)

令和7年度第1回寒川町都市計画審議会
→令和7年7月～8月頃開催予定

(予定内容)

- ・ 第8回線引き見直しに関連する縦覧の結果報告
- ・ 寒川町都市マスタープラン進捗管理等に関する町民満足度調査の結果報告
- ・ 寒川町都市マスタープラン進捗管理等に関する都市計画説明会の開催